山口市働く婦人の家 指 定 管 理 者 業 務 仕 様 書

令和7年8月 山 口 市

山口市働く婦人の家指定管理者業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、山口市働く婦人の家設置及び管理条例(以下「婦人の家条例」という。)並びに同条例施行規則に定めるもののほか、指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)について、その詳細を定めることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 施設の名称 山口市働く婦人の家

(2) 所在地 山口市湯田温泉五丁目1番1号

(3) 開館時期 昭和62年4月

(4) 規模 敷地面積 3,164.87 ㎡

建築面積 605.843 m²

(5) 構造等 鉄筋コンクリート造地上4階

(6) 施設内容 1階:事務室、相談室、コピー室及び倉庫

2階:トレーニング室、茶室、研修室、託児室、食生活実習室、

試食室、トイレ

参考/山口県婦人教育文化会館と合築 婦人の家は、1階を共有、2階を専有

3 開館時間等

- (1) 開館時間
 - ① 平日:午前9時から午後9時まで
 - ② 土曜日、日曜日及び祝日:午前9時から午後5時まで
 - ※ ただし、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。
- (2) 休館日
 - ① 月曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日の翌日(当日が日曜日にあたるときを除く。)
 - ③ 8月14日から同月16日まで
 - ④ 12月28日から翌年1月5日まで
 - ※ ただし、市長の承認を得て休館日を変更し、又は指定することができる。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 利用者数及び収支状況等

別紙1、別紙2、2-1、別紙3のとおり(令和4年度~令和6年度)

6 管理に関する基本的な考え方

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 市民サービスの向上を念頭に、施設の効果的・弾力的運営を行う。
- (3) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (4) 利用者にとって快適な施設であることに努める。

- (5) 魅力のある自主事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
- (6) 個人情報の保護を徹底する。
- (7) 市と密接な連携を図りながら管理運営を行い、市の施策に対しても積極的に協力するよう努める。

7 管理運営体制の整備

- (1)職員の雇用に関すること
 - ① 総括責任者及び防火管理者を1名配置すること。また、管理に係る全職員(臨時職員を含む)の勤務形態等については、労働基準法や労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守し、管理に支障のないように配置すること。
 - ② 職員に対して、施設の管理に必要な研修を実施すること。
 - ③ 経理業務、受付業務、帳簿作成業務等、体制の整備に必要な業務を実施すること。
 - ④ 施設利用者等からの苦情等に対しては、指定管理者が誠実に対応し、その対応状況については、 書面により速やかに市に報告するとともに、記録保存すること。
 - ⑤ 山口市民の雇用に配慮すること。
- (2)業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、令和8年4月1日から始まる山口市働く婦人の家(以下「婦人の家」という。)の指定管理業務が円滑に遂行できるよう、自己の責任及び負担において、人的及び物的体制を整えること。なお、必要に応じて業務の引継ぎを行う。

また、指定管理業務開始時から適格請求書(以下、インボイス)が発行できるよう必要な手続きを行うこと。

8 法令等の遵守

婦人の家の管理に当たっては、関係法令及び婦人の家条例等を遵守しなければならない。 指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とし、改正に伴い費用 が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 山口市働く婦人の家設置及び管理条例及び同条例施行規則
- (4) 山口市個人情報保護条例及び同条例施行規則
- (5) 山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
- (6) その他管理運営に適用される法令

9 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に基づく対応

本市の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に準じて、適切に対応すること。

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、障がい者に対して不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利 利益を侵害してはならない。

(2) 合理的配慮の提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過 重でないときは、その人の障がいに合った必要な配慮の提供をしなければならない。

10 環境に配慮した取り組み

本市では、全職員及び事務事業、指定管理施設を含む全施設を対象として、独自の環境マネジメントシステムと地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を一体的に運用する「山口市エコフレンドリーオフィスプラン」により、環境に配慮した取組みを推進していることから、婦人の家の管理運営に当たっては、下記のとおり対応すること。

(1) 具体的な取組事項

- ① 省エネルギー等の推進
 - ①-1 日々の事業活動におけるエコな取組の実践
 - i デジタル化の推進
 - ii 照明・空調機器使用の削減、燃料使用量の抑制
 - iii グリーン購入の推進
 - iv 水道の適正利用
 - v ごみの排出量の抑制
 - vi イベント等の環境への配慮
 - vii 職員の環境保全意識の向上
 - ①-2 環境に優しい移動手段の選択
 - i 環境に優しい自動車の導入・活用
 - ii 公用車等の適正な運用
 - iii エコ通勤・ノーマイカーデーの実施
 - ①-3 省エネ設備・機器等の導入推進
 - i 省エネ設備・機器等の導入推進
- ② 再生可能エネルギー等の導入推進
 - ②-1 再生可能エネルギー等の導入推進
 - i 再生可能エネルギー等の導入
- ③ 脱炭素なまちづくりの推進
 - ③-1 地域脱炭素の取組の推進
 - i 電力の地産地消の推進
 - ii 温室効果ガスの吸収源の保全、強化

11 業務内容

指定管理者が行う業務は次の業務である。なお、これらの業務の全てを第三者に再委託すること は認めないが、業務の一部を第三者に再委託することは、事前に市の承認を得ればできるものとす る。この場合、市内業者への再委託について可能な限り配慮すること

- (1)婦人の家の施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用許可に関する業務
 - ※ 詳細については、【別紙4】に規定する。
 - ① 施設等使用申請書の受付及び使用許可に関する業務
 - ② 付帯設備の管理、操作説明等の業務
- (2) 利用料金の徴収、減額・免除(減免)、還付等に関する業務
 - ① 利用料金の徴収等に関する業務

受託事業、自主事業及び減免許可の場合を除き、施設等の利用者に対して利用料金を徴収すること。 (不払いによる減収は補填しない。)

なお、金額の過誤その他の理由で利用料金の還付が必要になった場合は、還付事務を行うこと。

② 利用料金の減免に関する業務

婦人の家条例施行規則第6条に該当する利用者に対しては、利用料金の減額又は免除の措置を行うこと。(減免分の減収は市が補てんする。)

なお、指定管理者は、婦人の家条例施行規則第6条以外にも、事前に市の承認を得れば、独 自に利用料金の減免措置を行うことができる。(ただし、この場合の減免分の減収は補てんし ない。)

- (3) インボイス制度に関する業務
 - ① インボイスの発行業務

取引の相手方(課税事業者に限る)の求めに応じて、一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類を発行すること。

② インボイスの写しの保存業務

交付したインボイスの写しを各税法に定められた期間、納税地又はその取引に係る事務所、 事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存すること。

(4) 施設等の維持管理に関する業務

緊急連絡体制表と年間の施設の維持管理(保守点検・警備・清掃)計画書を作成し、業務を遂行すること。変更が生じた場合は、その理由と対処方法を記録保存すること。

※ 詳細については、【別紙5】に規定する。

- ① 施設内の清掃業務
 - 日常清掃(日常的に必要な清掃業務)に関する業務
 - ・ 定期清掃(ガラス清掃、空調機器フィルター清掃等定期的に必要な清掃作業)に関する業務
- ② 設備・施設内の機器類の保守点検業務
 - ・ 消防用設備、自動ドア、電気設備、空調設備機器、エレベーター等の設備に関する法定点検、 保守に関する業務
 - ・ 印刷機器、コピー機器等の機械類の保守点検に関する業務
 - ※ 保守点検の結果、部品の取替・修理等の整備を必要とする場合は、速やかに市に連絡する こと。
 - ※ 保守点検後は、速やかに点検の結果等を記録し保存すること。
- ③ 施設の軽微な修繕に関する業務
- ④ 警備に関すること

利用者の安全を確保するとともに、施設の破損等異常がある場合は、速やかに市へ報告を行うこと。

- ⑤ その他のセンターの管理運営業務施設内の秩序を維持し、事故・盗難・破壊等の犯罪及び火災等を予防し、利用者の安全を図るよう心がけること。
- (5) 婦人の家条例第3条に規定する事業の実施に関する業務

山口市働く婦人の家設置及び管理条例

- 第3条 婦人の家は、次に掲げる事業を行う。
- (1) 職業に関する相談、指導、講習、実習等に関すること。
- (2) 職業生活及び家庭生活との調和に必要な相談、指導、講習、実習等に関すること。
- (3) 女性労働者の家事等の援助に関すること。
- (4) 休養及びレクリエーションの場と機会の提供及び必要な助言指導に関すること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、婦人の家の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(6) 受託事業の実施に関する業務

- ① 受託事業に関する基本的な考え方
 - 受託事業は、市からの委託を受けて指定管理者が事業を実施するもので、事業主体は市となる。
- ② 受託事業の内容

労働者の仕事と家庭の両立を支援することを目的とし、これに添ったものであること。

- (7) 自主事業の実施に関する業務
 - ① 基本的な考え方
 - ・ センターの設置目的に沿った事業であること。
 - 指定管理者自らの発案で任意に実施する事業であること。
 - ・ 経費は、指定管理者の負担とし、市が支払う指定管理料とは別に経理し、事業報告書ととも に報告すること。
 - ・ 自主事業の実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とする。
 - ・ センターが公の施設であることを考慮し、むやみに収益を得るために事業を行わないこと。 なお、採算がとれない場合でも、自主事業は独立採算であるため、指定管理者の負担とし、

指定管理料からの補填は行ってはならないこと。

② 自主事業実施における注意点

自主事業の実施については、貸館施設としての利用とのバランスに考慮するとともに、事前に 市と協議し、承認を経てから実施すること。なお、自主事業の実施後であっても、自主事業が 本来の施設運営に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合 がある。

また、事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

(8) 避難所等の運営に関する業務

大規模地震等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、婦人の家が緊急 避難場所又は避難所(以下「避難所等」という。)として開設されたときは、市の求めに応じて避 難所等の運営に協力するよう努めるものとする。

なお、避難所等の開設に伴い新たに生じることとなる経費等の負担については、市との協議により別に定めるものとする。

(9) 地域の活性化に関すること

地元自治会に加入し、可能な限り自治会行事に参加すること。

- (10) その他、婦人の家の管理運営に必要な業務
 - ① 指定された時間に各室及び出入り口等の開錠、施錠を行うこと。
 - ② 指定された時間に機械警備の開錠、施錠を行うこと。
 - ③ 毎月の利用状況について翌月の10日までに市に報告すること。
 - ④ 年度終了後20日以内に事業報告書を提出すること。
 - ⑤ 業務年間事業計画書を提出すること。
 - ⑥ 広報活動の一環として、ホームページの運営(コンテンツ作成、更新等)を引き続き管理し、 情報提供などに努めること。
 - ⑦ 施設利用者の満足度を図るため、市と協議し、毎年度、市民アンケートを実施すること。
 - ⑧ 事故や災害時などにおいて迅速かつ的確に利用者に対して情報を伝達し避難誘導するなど 必要な措置を行うとともに、これに対応できる体制を確立すること。
 - ⑨ フロン排出抑制法に基づく点検を年に4度行い、記録を残しておくこと。
 - ⑩ その他必要に応じ市が指示する業務
 - ⑪ 指定管理者は、この仕様書にない業務等についても、全てにおいて市民サービスを後退させないよう留意すること。

12 備品・消耗品等の取り扱い

- (1)婦人の家に附属する市所有の備品等については、その使用及び保管に十分注意すること。また、 指定管理者自らが購入した備品等については、指定管理者の所有とし、その都度市に報告すること。 なお、市所有の備品についての消耗品類の更新については、指定管理者の負担とする。
- (2) 購入した備品は台帳(電子データ可)により管理すること。
- (3) 指定管理者が備品等を紛失又は破損したときは、これを弁償し、又は自己の費用で購入又は調達すること。
- (4) 備品の修繕は、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む)未満のものについては、指 定管理者の費用で行うこと。

13 管理運営経費の取り扱い

センターの管理運営に必要な一切の経費は、市が負担する指定管理料のほか、施設等の利用料金 及び自主事業の収益で賄うこと。ただし、1件10万円以上の修繕等については市が負担する。 また、指定管理者が行う毎年度の管理運営において、利益が生じた場合は指定管理者の収入とし、 損失が生じた場合は指定管理者の負担とする。

なお、市と指定管理者の主な経費分担については、次のとおりとする。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

項目	内容	市	指定管理者
人件費	職員等賃金		0
消耗品費	管理用消耗品等		0
光熱水費	電気・水道など		0
[4000年][7]	小規模修繕		0
修繕料	大規模修繕(1件10万円以上)	0	
	清掃業務		0
<i>左</i> 左 式田 小八	消防設備点検業務		0
管理料	機械設備点検業務		0
	空調機器保守管理業務		0
保険料	建物総合損害共済保険	0	
本伙伴	傷害保険・賠償責任保険		0
印刷製本費	パンフレット	0	

14 利用料金の額

施設等の利用料金は指定管理者の収入となるものであり、婦人の家条例で定める額(以下のとおり)の範囲内で自由に定めることができるが、事前に市の承認を得る必要があること。

山口市働く婦人の家設置及び管理条例

別表 (第13条関係)

20 ()1010)1010			
	午前9時から	午後1時から	午後5時から
	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで
研修室 (洋室)	(1,640円)	(1,640円)	(1,640円)
	3,300円	3,300円	3,300円
研修室(和室)	(2,740円)	(2,740円)	(2,740円)
	5,500円	5,500円	5, 500円
茶室	(1, 100円)	(1,100円)	(1, 100円)
	2,200円	2,200円	2,200円
食生活実習室	(2,740円)	(2,740円)	(2,740円)
	5,500円	5,500円	5,500円
トレーニング室	220円	220円	220円
(1人につき)			

備考

- 1 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの利用料金は、当該時間区分の利用料金の額とする。
- 2 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金を 合算した額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合の利用料金は、上段()書の冷暖房利用料金を加算した額とする。

15 指定管理料の取り扱い

婦人の家の管理運営のために市が負担する指定管理料が必要な場合は、収支予算書の収入の部に

「指定管理料」として適正な金額を見積もること。また、指定管理料が必要ない上に、さらに市に 収益を還元しようとする場合は、収支予算書の支出の部に「使用料」として適正な金額を見積もる こと。

なお、指定管理料又は使用料の額については、提出された事業計画書や収支予算書の内容により、 指定管理者と協議し、各年度における予算の範囲内で決定するとともに、指定管理者と市が締結する 協定で定めることとする。

また、指定管理料の支払いは、総額を2分割し、半期ごと(4月、10月)に行う予定としている。

16 リスクの分担

リスクの分担の方針は、次のとおりであるので、指定管理者は自らのリスクに対して、適切な範囲で保険に加入すること。下記のとおり、火災保険は市が加入する。

往 籽	リフカの中容	負	負担者		
種類 	リスクの内容	山口市	指定管理者		
物価の変動	人件費、物品費、水道光熱費の変動に伴 う経費の増		0		
需要の変動	利用者の減少、収入減		0		
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		0		
	事故・災害等による臨時休館等	協調	義事項※		
運営リスク	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館 等		0		
	改修、修繕等による施設の利用停止	協調	養事項※		
##=ハ、=ハ、##。の+P. <i> </i> #	事故・火災によるもの	協調	養事項※		
施設設備の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		0		
施設利用者等への	下記以外のもの	協調	養事項※		
損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		0		
施設の火災保険加入		0			
包括的管理責任		0			
从人然 0 东西	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 に伴う経費の増加	0			
法令等の変更	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に 伴う経費の増加		0		

[※] 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

17 指定の取り消し

指定管理者が行う管理運営の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、管理運営の業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

- (1) 指定管理者が、市が行う報告の要求、実地調査または必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

18 協定の締結

市と指定管理者は、センターを適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項について、協議の上 協定を締結する。

協定は、指定期間全体を通じた基本協定と、指定期間中に毎年度締結する年度協定の2種類とする。 協定の主な項目は次のとおりであるが、市と指定管理者の協議により項目を変更する場合もある。

(1) 基本協定

本協定の目的、指定管理者の指定の意義、公共性の尊重、信義誠実の原則、用語の定義、管理物件、指定期間、年度協定、本業務の範囲、市の業務の範囲、リスク分担、業務実施条件、業務範囲及び業務実施条件の変更、本業務の実施、開業準備、第三者による実施、管理施設の維持保全、緊急時の対応、情報公開、情報の管理、市による備品等の貸与、指定管理者による備品の購入等、年度事業計画書、事業報告書、市による業務実施状況の確認、監査委員等による確認、指定管理料、利用料金収入の取扱、利用料金の決定、利用料金の減額又は免除、損害賠償等、第三者への賠償、不可抗力発生時の対応、不可抗力によって発生した費用等の負担、不可抗力による一部の業務実施の免除、業務の引継ぎ等、原状回復義務、備品等の扱い、市による指定の取り消し、指定管理者による指定の取り消しの申し出、不可抗力による指定の取消し、指定の取消し時の取扱、権利・義務の譲渡の禁止、重要事項の変更の届出、自主事業、避難所等の運営、本業務の実施に係る指定管理者の口座、協定の変更、疑義についての協議

(2) 年度協定

年度協定の期間、対価の支払、利用料金、疑義等の決定

19 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理業務の内容及び処理について疑義が 生じた場合は、市と協議すること。

20 注意事項

- (1)公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるい は不利になる運営を行わないこと。
- (2) 個人情報の保護のため、【別紙6】「個人情報取扱特記事項」の遵守について、職員に周知徹底させること。
- (3) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員を指導するとともに、事故・ 災害等が発生した場合には、速やかに応急措置を講じること。
- (4) AED(自動体外式除細動器)の適切な使用方法等を職員に習得させること。
- (5) 職員が通勤のために施設敷地内に自家用車を駐車しないこと。
- (6) 指定管理者は、婦人の家条例第20条の規定により、利用者に対して原状回復の義務を負わせる こと。
- (7) 指定管理者は、山口市情報公開条例の規定により、施設の管理を行う文書については公開の手続 義務が課せられるものであること。

山口市働く婦人の家利用状況

(単位 件)

利用件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2研修室	257	262	271
第3研修室	115	117	114
茶室	72	75	75
食生活実習室	75	102	109
トレーニング室	2, 587	2, 227	3, 415
託児室	60	59	98
合計	3, 166	2, 842	4, 082

(単位 人)

利用人数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2研修室	2, 504	2, 522	2, 699
第3研修室	1, 099	1, 228	990
茶室	737	735	660
食生活実習室	1, 024	1, 435	1, 396
トレーニング室	5, 863	5, 675	6, 952
託児室	105	86	143
合計	11, 332	11, 681	12, 840

(単位 円)

利用料金	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	1, 172, 380	1, 197, 060	1, 550, 760

山口市働く婦人の家収支状況【管理運営】

■ **収入** (単位:円)

項目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	備考
指定管理料収入	12, 676, 380	12, 676, 380	12, 676, 380	
利用料金収入	953, 714	950, 936	1, 267, 846	
減免料収入	218, 666	246, 124	282, 914	
雑収入 (市補償金)	157, 297			
自主事業収益	466, 886	459, 100	750, 830	
計	14, 472, 943	14, 332, 540	14, 977, 970	

■ 支出 (単位:円)

				(単位:口)
項目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	備考
給料	5, 469, 836	5, 608, 004	6, 333, 923	
期末手当	1, 843, 305	1, 900, 283	2, 080, 800	
時間外手当	682, 150	551, 300	481, 440	
共済費等	1, 128, 696	1, 029, 427	933, 352	
退職金積立	360, 000	360, 000	480, 000	
通勤費	75, 300	75, 300	102, 420	
消耗品費	331, 160	244, 186	271, 592	事務用品等
燃料費	30, 044	37, 365	37, 365	ガス、ボイラー燃料費
印刷製本費	65, 400	189, 729	201, 396	業務概要
光熱水費	706, 276	686, 339	726, 577	電気、水道、温泉湯配給料
修繕費	330, 046	25, 020	23, 340	施設修繕費
通信運搬費	112, 274	91, 567	87, 721	インターネット、電話料等
保険料	61, 498	61, 498	61, 498	賠償責任保険料、火災保険料
委託料	1, 454, 517	1, 509, 310	1, 288, 568	別紙2-1参照
使用料及び賃借料	250, 579	250, 591	250, 591	別紙2-1参照
公課費	953, 890	987, 470	1, 021, 598	
小計	13, 854, 971	13, 607, 389	14, 382, 181	

(単位 円)

		項目	内容	頻度	R4年度 実績額	R5年度 実績額	R6年度 実績額
		館内清掃業務		日常・定期清掃	203, 590	206, 512	272, 636
		エレベーター保守管理業務	遠隔装置による保守管理	月1回程度	163, 020	163, 020	168, 960
		警備委託業務	夜間警備	毎日	740, 051	771, 081	498, 295
		電気保安協会委託業務	中国電気保安協会	月1回程度	38, 696	38, 696	38, 696
	委託料	会館メンテナンス委託料	ビル管理委託料(防災、水質、空調等)	適宜	234, 796	232, 596	232, 596
		ネットセキュリティー委託料	パソコン情報管理等	毎日監視	21, 564	19, 800	19, 800
		防災設備点検	消火器、機器点検	年1回	8, 580	8, 580	7, 260
		グリストラップ清掃	食生活実習室等(浄化槽清掃)	年1回	44, 220	50, 325	50, 325
		調査委託料	建物防災検査	3年に1回	0	18, 700	0
		電話機材賃借料	NTT		98, 131	98, 131	98, 131
賃借料 及び 賃借料	ガス警報機リース料	託児室、食生活実習室		5, 796	5, 808	5, 808	
使用料		駐車場リース料	7台分(会館前駐車場)		129, 360	129, 360	129, 360
		AEDリース料	1階受付前のAED		17, 292	17, 292	17, 292

山口市働く婦人の家収支状況【自主事業】

■ 収入 (単位:円)

項目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	備考
受講料収入	5, 023, 430	5, 347, 060	5, 540, 580	
受講材料収入	1, 094, 250	880, 055	371, 900	
託児料収入	8, 700	6, 800	15, 600	
計	6, 126, 380	6, 233, 915	5, 928, 080	

■ 支出 (単位:円)

項目	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	備考
報償費	3, 615, 690	3, 754, 852	3, 712, 112	講師謝礼金
教材費	1, 121, 323	894, 087	490, 137	講座材料費、資料作成費
事業雑費	41, 500	51, 680	49, 334	事業消耗品、ホームページメン テ、事務雑費等
企画運営委員会費	27, 300	27, 300	23, 400	企画運営委員会費
旅費	0	1, 380	0	
消耗品費	57, 810	64, 759	48, 004	講座消耗品
食糧費	56, 775	87, 322	42, 068	講座、バックアップセミナー等
印刷製本費	487, 611	554, 430	577, 695	募集ちらし印刷等
通信運搬費	50, 906	47, 933	33, 128	インターネット、電話料等
使用料及び賃借料	153, 890	245, 162	126, 289	
公課費	46, 689	45, 910	75, 083	
小計	5, 659, 494	5, 774, 815	5, 177, 250	
	T			
収益	466, 886	459, 100	750, 830	

別紙4

婦人の家の施設等(以下「施設等」という。)の使用許可に関する業務の詳細

- 1 施設等使用許可申請書の受付及び使用許可に関する業務
- (1) 各種申請等の受付業務を行い使用の許可、不許可を決定すること。
- (2) 利用者が退去する際には立会を行い、原状回復状況の確認を行うととも に、原状回復が行われていないとき及び部屋の破損等があるときは、利用 者に対して回復を指示すること。
- (3) 利用者に対する施設等の使用説明書等を作成するとともに、注意事項等の説明を行うこと。
- (4) 目的外使用を希望する者から使用の申請を受けたときは、市へ申請するよう指示をすること。
- (5) 市が許可した目的外使用者に対して、施設等を適正に使用するよう、充分な説明を行うこと。
- (6) 目的外使用者が使用を完了した場合においても、使用施設等の原状回復 がなされていることを速やかに確認し、実施されていないときは直ちに市 へ連絡すること。
- 2 付帯設備の管理、操作説明等の業務
- (1) 利用者に対して付帯設備の操作説明を行うこと。
- (2)付帯設備の状態を日常的に点検し、常に使用に耐えうる状態に保つこと。

施設等の維持管理に関する業務の詳細

1 基本事項

- (1) 施設等は、利用者の安全確保を念頭に置き、常に良好な状態を保ち管理すること。
- (2) 施設等を常に清潔な状態に保持するよう努め、管理上発生した廃棄物については適正な分別及び廃棄を行うとともに、定期的な清掃等を実施すること。
- (3) 施設設備及び備品は、善良なる指定管理者の注意をもって管理すること。法定点検は必ず実施すること。
- (4) 建築物の劣化が生じていないか状況把握に努め、日常点検(原則年2回)を実施すること。建築物の劣化による不具合を発見された場合は、速やかに市へ報告すること。
- (5) 購入した備品は台帳(電子データ可)により管理すること。
- (6)保守点検等の結果、部品の取替、修理等の整備を必要とする場合は、速やかに処置することとし、10万円未満の修繕等は指定管理者の費用負担により行うこと。
- (7)保守点検業務については、年度当初に緊急連絡体制表と年間の設備保守点検計画表 を作成し、指定管理者はこの計画に従って業務を遂行すること。変更が生じた場合は、 その理由と対処方法を記録保存すること。
- (8) 指定管理者は、施設設備等の動作不良及び故障発生を確認した場合は、速やかに原因を究明し、対処するとともに、直ちに市へ報告すること。
- (9) 定期点検、保守管理業務を行った後は、速やかに点検の結果等を記録し、保存すること。

2 施設の清掃業務

(1)目的

当該業務は、婦人の家の全般について、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)」に基づく清掃を目的とし、婦人の家内外の環境をより衛生的に保持し、利用者に常に清潔な環境を提供するとともに、建物の耐久化を図ることを目的とする。

(2) 清掃業務の範囲・作業頻度

清掃業務の範囲は、婦人の家の敷地内とする。

また、日常清掃については休館日を除く毎日、定期清掃については年2回以上実施 するものとする。

- (3) 清掃業務における遵守事項
 - ① 指定管理者は、清掃業務の実施が施設等の利用に支障を与えないよう充分配慮すること。
 - ② 清掃業務を総括的に実施するため、清掃責任者を選任し、企画、指導及び監督させること。

- ③ 清掃器具、使用材料は指定管理者の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものを用いること。
- ④ 清掃業務に従事するときは、一定の服装を着用し、指定管理者の作業員であることを明瞭にしなければならない。
- ⑤ 清掃業務の実施中に破損箇所を発見した場合は、直ちに適切な処置を講ずること。
- ⑥ 施設等の安全性の向上
 - ア 作業能率や経済効率を理由として、建材の保全性を損なう方法は避けること。
 - イ 作業機材の放置など、利用者の安全を損ねる作業方法を排除すること。
 - ウ 物品の破損、汚染に注意し、移動できる物品は移動して行う。また付属品の破損、取り付けの不備等を発見したときは、直ちに安全確保のための適切な処置を 行うこと。
 - エ 火気には特に留意し、引火性物質は使用しないこと。
- ⑦ 労働安全性の向上
 - ア 作業者の注意力に依存するだけでは解決できない労働災害多発型作業の排除又 は改善を追求すること。
 - イ 熟練を要する危険度の高い資機材の利用は極力抑制すること。
- ⑧ 上記の項目を満たした上で作業の能率を向上するための業務改善に努めること。
- ⑨ 清掃作業の記録を保存すること。

(4) 日常清掃

- ① 床面清掃
 - 床面の光沢、機能が恒久的に維持できるような清掃を行う。
- ② エントランスホール、ロビー 常に気を配り、紙くず、吸い殻、ごみ等がないよう手入れする。
- ③ 通路、階段、廊下、交流スペース、展示コーナー、喫煙コーナー 案内・掲示板、柱の腰下、扉、中木、手摺、けとばし等のほこり払い、汚れ落と しを行い、必要により水拭きをする。
- ④ トイレ
 - ア トイレブラシ等を使い、専用の洗剤で洗浄し、洗浄後は良く水を洗い流す。 イ ペーパーの補給、屑入れのごみ類を処理する。
- ⑤ 洗面所 洗面台、鏡の清拭きをし、手洗い石鹸を補給する。
- ⑥ 湯沸室 茶がら類を収集し、処理後は容器を洗浄復元する。
- ⑦ その他婦人の家の外周及び中庭は、紙くず、ごみ、吸い殻等のないように注意する。

(5) 定期清掃

① 窓ガラス

両面ともに洗剤(サッシに有害となるものは不可)で汚れを取り、清掃する。

② 側溝、溜め桝等 土砂を除去し、除去した土砂等は所定の場所に収集する。

③ 床面

樹脂及びワックスの塗布及び研磨、タイルカーペットのクリーニングを行う。

④ 駐車場床面及び車路の清掃を行う。

(6) ごみの処理

- ① 排出するごみは適正に処理すること。
- ② 引火性の廃棄物、使用済乾電池、蛍光灯等の廃棄については特に注意を払うこと。
- ③ ごみの資源化には十分配慮すること。

3 施設内の設備等の保守点検業務

(1)目的

本業務は、施設内の設備等の日常的な運転操作と適切な保守整備を行うとともに法定点検を確実に実施し、事故の予防及び各機器の耐久化の向上を図ることを目的とする。

- (2) 自動ドアの保守業務
 - ① 日常の動作確認
 - ② 各種センサーの動作確認
- (3) 電気設備保守業務

保安規定に基づく保守点検、非常照明、誘導灯等の点検、消防設備の点検など

(4) 空調換気設備保守業務

空調関係各機器(冷却塔、冷却水処理装置、空調機、エアフィルター、ファンコイルユニット、ポンプなど)の運転操作及び運転状態の点検、ルームエアコンの点検及びフィルター洗浄など

- (5) 法定点検業務
 - ① 空気環境測定の実施(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)
 - ② ばい煙測定の実施(大気汚染防止法)
 - ③ 飲料水水質検査の実施(水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律)
 - ④ 簡易専用水道検査の実施(水道法)
 - ⑤ 上記以外で法律に定められた業務の実施
- (6) 印刷機器、コピー機器、音響機器等の機械類の保守点検に関する業務
 - ① 日常的に動作を確認し、日常の使用に支障のない状態を保つこと。

- ② 定期的な点検(原則年1回)を行うこと。
- ③ 消耗品等の購入及び補充を行うこと。

4 施設の修繕

1件10万円未満の軽微な修繕については指定管理者が自己の費用と責任において実施すること。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、業務(この協定に係る業務で個人情報等を取り扱うものをいう。 以下同じ。)の実施に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報等の取扱い について、善良な管理者の注意をもって、個人の権利及び利益を侵害することがないよう 適正に管理しなければならない。

(定義)

- 第2条 個人情報等とは、業務を処理するために市から引き渡され、又は仕様書等の市の 指示により指定管理者が市以外の者から取得した個人に関する情報であって、個人情報の 保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条に規定する個 人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条に規定する特定個人情報をいう。 (責任体制の整備)
- 第3条 指定管理者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、 その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第4条 指定管理者は、業務の処理に係る責任者(以下「個人情報保護責任者」という。) 及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面(電磁的記録を含む。 以下同じ。)により市に報告しなければならない。
- 2 指定管理者は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ市 に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の 者が当該個人情報等を取り扱うことがないようにしなければならない。

(業務の処理)

- 第5条 指定管理者は、業務の処理について、その全部又は一部を問わず外部(指定管理者に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市の書面による承認を得たときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により外部に委託する場合においては、指定管理者は、当該委託 先に対し、指定管理者の責任において、指定管理者と同等の義務を課しこれを遵守させる ものとする。当該委託先が再度外部に委託する場合以降も、同様とする。
- 3 指定管理者が行う業務の処理は、甲の指定する場所で行うものとし、書面により確認する。
- 4 やむを得ず前項で定める場所以外での業務の処理を必要とするときは、事前に市と指定管理者が協議の上実施するものとする。

(安全管理措置)

第6条 指定管理者は、個人情報等の漏洩、盗難、滅失又は改ざんの防止その他個人情報

等の適切な管理のために、業務処理施設のセキュリティ確保、個人情報等の運搬及び作業 従事者の管理体制等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、作業従事者に対し、この個人情報等取扱特記事項(以下「本特記事項」という。)の内容を周知徹底させ、 遵守させなくてはならない。また、このことに必要な研修、指導等を適宜実施し、実施内 容について甲に報告するものとする。
- 3 市及び指定管理者は、個人情報等の授受及び保管について管理台帳を作成し、個人情報等の内容、取扱年月日、取扱者、数量等を記録しなければならない。
- 4 指定管理者は、市が提供し、又は仕様書等の市の指示により指定管理者が市以外の者から取得したデータ、帳票、資料等(個人情報等が記録されているものに限る。以下「提供データ等」という。)を使用して新たに作成したデータ、帳票、資料等(個人情報等が記録されているものに限る。以下「作成データ等」という。)で、保存する必要がなくなったものについては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって、確実かつ速やかに処分しなければならない。

(秘密の保持)

- 第7条 指定管理者は、個人情報等を第三者に開示又は漏洩してはならない。業務が終了 し、又はこの協定が解除された後においても、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の規定を遵守するため、作業従事者と秘密保持契約を締結するな ど、必要な処置を講ずるものとする。
- 3 業務を処理する作業従事者は、業務の重要性を認識し、業務上知り得た内容の一切を 第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第8条 指定管理者は、甲の指示又は承認があるときを除き、個人情報等を業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止等)

- 第9条 指定管理者は、市の指示又は承認があるときを除き、提供データ等の複写、複製 又はこれらに類する行為をしてはならない。
- 2 指定管理者は、市の事前の承認がなければ、提供データ等及び作成データ等を第5条 第3項又は第4項で定めた作業場所以外へ持ち出してはならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第10条 指定管理者は、業務の処理を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者にこの協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、指定管理者は、市に対して、当該派遣労働者の全ての 行為及びその結果について責任を負うものとする。

(提供データ等の引渡し及び作成データ等の抹消)

第11条 指定管理者は、業務が終了したとき、この協定が解除されたとき、並びに提供 データ等及び作成データ等を必要としなくなったときは、直ちに、提供データ等は市に引 き渡し、作成データ等は抹消し、その旨を証する書面を市に提出するものとする。ただし、 市が別の指示をしたときはその指示に従うものとする。 (報告及び検査監督)

- 第12条 市は、指定管理者に対し、個人情報等の管理状況について、報告を求めることができる。
- 2 指定管理者は、個人情報等の管理状況について、市による検査を適宜受けるものとする。検査の結果、不備が認められる事項が発生した場合、指定管理者は、市の指示、監督 に従い改善するものとする。

(事故発生時における報告)

- 第13条 指定管理者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- 2 前項の場合において、指定管理者は、速やかに被害の拡大を防止する適切な措置を講じなければならない。
- 3 市は、指定管理者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、指定管理者に対して 損害の賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、業務終了後及びこの協定解除後も、同様とする。 (協定の解除)
- 第14条 市は、指定管理者が法及び番号法等の関係法令に違反した場合又は本特記事項 に定める義務を履行しない場合は、この協定を解除することができる。
- 2 指定管理者は、前項の規定による協定の解除により損害を受けた場合であっても、そ の損害の賠償を甲に請求することができない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第15条 指定管理者は、本特記事項の履行に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害が市の責めに帰すべき事由により生じたときを除き、その賠償の責めを負うものとする。
- 2 前項の場合において、第三者に対し市が賠償をしたときは、市は指定管理者に対し求償することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する損害が天災その他不可抗力によるものであるときは、その賠償の負担につき、市と指定管理者が協議して定める。 (別段の定め)
- 第16条 本特記事項に定める事項について協定書等に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(協議事項)

第17条 本特記事項に定める事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者は協議 の上これを処理する。

以上